

その休業(補償)等給付請求に、賃金が支払われる休暇等は含まれていませんか？

該当する場合は別紙2の提出が必要です

休業(補償)等給付を請求する休業期間に**部分算定日**が含まれる場合、休業(補償)等給付請求書に**別紙2**を添付する必要があります。

対象

部分算定日とは、以下のような場合をいいます。

部分算定日については、給付基礎日額から当該部分算定日に対して実際に支払われた賃金を控除して得た額を基に保険給付が行われます。

- 療養のために所定労働時間のうちその一部についてのみ労働する日
- 賃金が支払われる休暇(有給休暇、通勤手当等が支払われる休業日)

具体例

具体的に、どういった場合に**別紙2の提出が必要となるか**について、以下に例を挙げました。

事例	
1	所定労働時間(午前9時～午後6時)のうち、午前中は勤務し、午後は通院のため休業した場合
2	所定労働時間(午前9時～午後6時)のうち、午前中は有給休暇を取得し、午後は通院のため休業した場合
3	月単位で支給される賃金(例:通勤手当、住宅手当等)について日割り計算による減額がなされず、休業中も支給された場合
4	複数の事業場で就業している労働者が、一方の事業場で休業し、他方の事業場で有給休暇を取得した場合

【事例1の場合】

給付基礎日額が15,000円、午前中の労働に対する賃金が4,500円の場合、休業(補償)等給付の額は以下のとおりとなります。

保険給付 : $(15,000円 - 4,500円) \times 60\% = 6,300円$

特別支給金 : $(15,000円 - 4,500円) \times 20\% = 2,100円$

※別紙2の記入例は、裏面をご覧ください。

資料のダウンロード

労災に関する請求書は、厚生労働省ウェブサイトからダウンロードできます。

労災 請求書



[URL]

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousaihoken.html



別紙2 記入例（休業期間中に住宅手当等が支払われた場合）

休業期間中（5月15日～5月31日）、以下の賃金が支払われた場合

※ 賃金の締切日は毎月20日とします。

① 4月21日～5月20日の賃金支払期間について、月単位で支給される住宅手当3万円が日割り計算による減額がなされず休業期間中（5月15日～5月20日）も支払われた場合

② 5月31日、午前中に3時間勤務し、賃金4,500円が支払われた場合

様式第8号 別紙2)

労働保険番号										氏名		災害発生日	
府県	所掌	管轄	基幹番号			枝番号				厚労 太郎	令和4年 5月15日		
13	11	21	11	40	29	00	00	00					

通勤災害の場合は、様式第16号の6です。

① 療養のため労働できなかった期間
 令和4年 5月 15日 から 令和4年 5月 31日 まで 17日 間

② ①のうち賃金を受けなかった日の日数 17 日

② ②の日数の内訳

全部休業日 10 日

部分算定日 7 日

「①のうち賃金を受けなかった日の日数」で記載した日数（17日）のうち、部分算定日の日数を記載します。今回の場合、住宅手当が支払われた6日間（5月15日～5月20日）及び所定労働時間のうち一部について労働して賃金が支払われた5月31日の合計7日が、**部分算定日**となります。

年月日	賃金の額	備考
令和4年 5月 15日	<u>1,000</u> 円	住宅手当
令和4年 5月 16日	1,000 円	住宅手当
令和4年 5月 17日	1,000 円	住宅手当
令和4年 5月 18日	1,000 円	住宅手当
令和4年 5月 19日	1,000 円	住宅手当
令和4年 5月 20日	1,000 円	住宅手当
令和4年 5月 31日	<u>4,500</u> 円	午前中に3時間勤務 ※午後は通院のため休業

月単位で支給される住宅手当3万円について、部分算定日（5月15日～5月20日）に支払われた賃金の額は、1日あたり $30,000円 \div 30 = 1,000円$ となります。
 ※ 別紙2下部の[注意]2に記載のとおり、月単位で支給されている賃金については30で割った額が部分算定日に支払われた賃金の額となります。
 ※ 計算に当たり1円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てた金額を記載してください。

一部休業日（療養のため所定労働時間のうち一部について労働した日）がある場合、**当該休業日に実際に支給された賃金の額**を記載してください。

[注意]

1 「全部休業日」とは、②欄の「賃金を受けなかった日」のうち、部分算定日に該当しないものをいうものであること。
 2 「部分算定日」とは、②欄の「賃金を受けなかった日」のうち、業務上等の負傷又は疾病による療養のため所定労働時間のうちその一部分についてのみ労働した日（以下「一部休業日」という。）若しくは賃金が支払われた休暇をいうものであること。

なお、月、週その他一定の期間（以下「特定期間」という。）によって支給される賃金が全部休業日又は一部休業日についても支給されている場合、当該全部休業日又は一部休業日は、別途、賃金が支払われた休暇として部分算定日に該当するため、当該賃金を特定期間の日数（月によって支給している場合については、三十）で除して得た額に、当該部分算定日の日数を乗じて得た額を④の「賃金の額」欄に記載すること。

3 該当欄に記載することができない場合には、別紙を付して記載すること。

**初回分の請求のみならず
 継続分の請求であっても
 休業期間に部分算定日が
 含まれる場合は、別紙2
 の提出が必要です。**

お問い合わせは労働局・労働基準監督署へ

最寄りの労働局・労働基準監督署へ、お気軽にお問い合わせください。

■全国の労働局一覧はこちら

■お電話でのご相談

労災保険相談ダイヤル：0570-006031（平日8:30～17:15）

労災保険給付などに関する一般的なご質問は、お電話でも受け付けています。

※ご利用には通話料がかかります。



(R5.3)